

DISASTER MANAGEMENT NEWS

ぼうさい

2019 No. 97

令和元年

冬号

不屈の大地 Build Back Better の軌跡 磐梯山噴火からの復興

明治21年(1888年)・福島県

特集

降積雪期の災害に備える



内閣府 (防災担当)
Cabinet Office, Government of Japan



不屈の大地

Build Back Better の軌跡

Vol. 11

明治 21 年（1888 年）・福島県

磐梯山噴火からの復興

明治 21 年（1888 年）に福島県の磐梯山で発生した噴火によって、山麓は甚大な被害を受けましたが、その後、火山が生んだ美しい景観が魅力の観光地として発展しています。

福島県のほぼ中央部、猪苗代湖の北にそびえる磐梯山は、約 70 万年前から大小の噴火を繰り返してきましたが、明治 21 年（1888 年）の水蒸気爆発では、大規模な山体崩壊が発生しました。北山麓の 5 つの村が、「岩なだれ」に襲われ、477 名もの命が奪われました。この岩なだれで川がせき止められ、桧原湖、五色沼など 300 の湖沼が作られました。

岩なだれで荒廃した北麓地帯（裏磐梯）では、会津若松市で醸造業を営んでいた遠藤十次郎（別名：現夢）が私財を投じて植林事業を進めました。遠藤は林学博士の中村弥六の指導を受け、明治 43 年から 10 年以上をかけてアカマツを中心に約 10 万本を植林しました。また、磐梯山の東側を流れる長瀬川は、噴火で大量の土砂が流れ込み川底が上がったため、大雨の度に洪水を繰り返すようになりました。しかし、大正 5 年（1916 年）から、洪水対策と水力発電所を建設するための堰堤工事が行われ、大きな洪水は発生しなくなりました。やがて、磐梯山周辺は噴火災害から復興を遂げ、大自然が創り出した風光明媚な観光地へと発展していきました。

昭和 25 年（1950 年）に磐梯山周辺は、「磐梯朝日国立公園」に指定、平成 23 年（2011 年）には、火山が創り出した貴重な地形や地質、火山とともに育まれた歴史や文化を学べる「磐梯山ジオパーク」として選定されました。磐梯山の麓にある小中学校では、「ジオパーク学習」が実施され、噴火の歴史や防災を受け継ぐ取り組みが行われています。

五色沼近くにある磐梯山噴火記念館は、明治 21 年に磐梯山が噴火してから 100 周年を記念して、昭和 63 年（1988 年）にオープンしました。記念館では噴火のしくみや磐梯高原の自然が学べるジオラマや資料を展示しています。また、館内の講座や学校での出前授業を通じて、磐梯山の噴火の歴史や火山防災を教えています。

（写真：磐梯山噴火記念館）



明治 21 年の噴火で生まれた桧原湖と磐梯山
（写真：磐梯山噴火記念館）



小磐梯が崩れて流れ下った風景から、火山の仕組みを学ぶ地元の中学生（写真：磐梯山噴火記念館）



ぼうさい

令和元年 冬号

CONTENTS

2 不屈の大地 Build Back Better の軌跡 磐梯山噴火からの復興

明治 21 年（1888 年）・福島県

4 特集 降積雪期の災害に備える

- ・ 市町村のための降雪対応の手引きについて 4
- ・ 歩行型ロータリ除雪機による事故の防止に向け、今冬も注意喚起を発出 6

8 防災の動き

- ・ 「防災推進国民大会 2019」の開催報告 8
- ・ 津波防災の日スペシャルイベント「津波 × 地域防災 × 企業」 10
- ・ 防災教育交流フォーラム（防災教育交流会・中間報告会） 12
- ・ 災害救助法による住宅の応急修理制度の拡充 13
- ・ 災害時情報集約支援チーム ISUT（アイサット）出動！ 14
- ・ SNS やネットを活用した防災 16
- ・ 三者連携体「宮崎県・県社協・NPO 防災会議」の設立について 18
- ・ 台風に関するハイレベル東京会議の開催 19
- ・ 「防災技術の海外展開に向けた官民連絡会（JIPAD）」の活動報告 20
- ・ 民間企業の動き 21

22 防災リーダーと地域の輪 第 41 回

ショートメールで迅速な避難を後押し
根新田町内会



表紙の写真

猪苗代湖から望む磐梯山。猪苗代湖は、約 5 万年前の磐梯山の噴火で発生した山体崩壊で川がせき止められ生まれたと考えられています。

(写真：k_river)



Build Back Better とは

「Build Back Better（より良い復興）」とは、2015 年 3 月に宮城県仙台市で開催された「第 3 回国連防災世界会議」の成果文書である「仙台防災枠組」の中に示された、災害復興段階における抜本的な災害予防策を実施するための考え方です。本シリーズでは、災害が発生した国内外の事例を紹介し、過去の災害を機により良い街づくり、国土づくりを行った姿を紹介します。

降積雪期の災害に備える

市町村のための降雪対応の手引きについて

1 はじめに

近年では、平成29年度冬期（平成29年11月～平成30年3月）において、福井県や新潟県を中心に記録的な大雪となりました。この大雪により、各地で住家被害や、電力、水道等ライフラインの被害、交通障害、農林水産業への被害等が発生し、人的被害の合計は死者116名、重傷者624名に及ぶなど、深刻な被害となりました。

これらの事例でも見られるように、降雪による災害は交通機能や都市機能の麻痺を引き起こし、地域の経済活動に影響を与えます。

一方、豪雪地帯では、高齢化及び過疎化の進展、除雪の担い手となる建設業者等の減少が課題となっています。加えて、特に普段雪害が少ない地域においては、平成26年2月の大雪で教訓となった初動体制や除雪体制の整備、住民やドライバー等への的確な情報提供、要配慮者への対応、孤立のおそれがある地域に対する対策等に十分留意する必要があります。

こうした状況を踏まえると、地域住民の安全・安心を担うとともに、実際の災害対応の主体となる市町村が降雪時に的確かつ迅速に対応することが、降雪による災害を防止し、または最小限に留める上で極めて重要です。市町村が実施すべき降雪対応については、国をはじめとした関係機関等から、これまでも公表・周知されていますが、これらを改めて整理して取りまとめることで、市町村がより一層的確かつ迅速に降雪時の対応を実施する上での一助となるものと考えます。

そこで、内閣府（防災担当）では、降雪による被災経験が少ない市町村であっても迅速かつ的確な降雪時の対応を実施できるよう、市町村における降雪対応の参考に資する取組み等に関して、新たな取組みなども



内閣府（防災担当）防災計画担当

踏まえながら、平成31年1月に「市町村のための降雪対応の手引き」を取りまとめ、各地方公共団体へ周知を行いました。

2 手引きの構成と特徴

本手引きは、「本編」「予防編」の2冊で構成され、災害時の対応や平時の備えを掲載するだけでなく、これまでに公表・周知された災害対応に関する各種ガイドライン等の入手先、参考となる取組み事例を掲載し、市町村の防災担当者向けのポータルとして活用できるように工夫しています。今回は、本手引きに沿って、市町村の主な降雪対応等について紹介します。



3 本編について

「本編」では、過去の大雪における災害事例のほか、「降雪の予報が出たとき」、「降雪のとき」、「著しい降雪のとき」、「雪が止んだあと」等のそれぞれのフェーズに応じて市町村が実施すべき災害対応を時系列で整理しています。

まず、「降雪の予報が出たとき」においては、適宜、

気象情報・被害状況	市町村			国・都道府県	事業者・住民等
	防災担当当局	除雪担当当局(除雪本部)	各局		
降雪の予報が出たとき (P11~) 降雪の数日前から雪が降り始めるまで ・大雪・暴風雪に関する気象情報(3日程度先まで大雪・暴風雪のおそれがある場合) ・警報級の可能性 ・大雪・暴風雪に関する気象情報(概ねの対象地域や予想降雪量等を示して大雪・暴風雪になる可能性に言及) ・警報級の可能性 大雪注意報・暴風雪注意報等 降雪のとき (P15~) 雪の降り始めから大雪が見えまわるとき 大雪警報・暴風雪警報 著しい降雪のとき (P21~) 大雪特別警報・暴風雪特別警報 大雪・暴風雪による被害発生 立ち往生車両、大規模渋滞の発生 孤立集落の発生 公共交通機関の停止、帰宅困難者発生 雪崩の発生 大雪・暴風雪に関する気象情報(実況を含め、今後の見通し等) 雪が止んだあと (P33~) なだれ注意報 【被害】歩行中の転倒、水道管凍結、除雪作業中の事故、雪崩等 災害復旧・被災者支援 (P38~)	情報収集・連絡体制の確保 ・気象情報の収集 ・庁内への情報共有 ・住民等への注意喚起 ・参集の検討 ・除雪業者への体制確保指示 ・道路のパトロール強化 ・除雪作業の開始 災害警戒本部の設置 ・大雪になる前に参集 ・警報等の伝達 ・住民等の避難誘導 ・地方気象台とのホットラインによる情報の共有 災害対策本部の設置 ・被害情報の収集・報告 ・除雪状況等の把握・報告 ・応援要請 ・ドライバーへの支援 ・住民等の避難誘導 ・孤立集落対応 ・雪崩災害の専門家派遣を要請 ※以降は、被害の状況に応じて体制を見直す ・さまざまな注意喚起 ・除雪状況等の把握・報告 ・雪崩のおそれがある場合、道路のパトロールや通行止めの継続 ・災害救助法の適用申請 ・被災者支援	・気象情報の収集 ・除雪活動体制等の整備 ・参集の検討 ・除雪業者への体制確保指示 ・道路のパトロール強化 ・除雪作業の開始 ・国道事務所長、都道府県土木事務所長等からの情報を把握(情報連絡本部) ・ドライバーへの情報提供 ・地方気象台とのホットラインの情報を把握 ・所管施設、関係者からの被害情報の収集 ・災害対策本部、現地対策本部への応援 ・孤立解消に向けた除雪作業 ・関係機関との情報交換、通行止めに関する広報 ・立ち往生車両の撤去の協力 ・ドライバーへの支援・安否確認 所管施設等における対応(応援要員の活動拠点の確保、物資・燃料等の受入拠点の確保、避難者(ドライバー)及び帰宅困難者の受入) ・雪崩災害の専門家派遣を要請 ・さまざまな注意喚起 ・除雪状況等の把握・報告 ・雪崩のおそれがある場合、道路のパトロールや通行止めの継続 ・災害復旧の実施 ・被災者支援	・所管施設、関係者への注意喚起、連絡体制の確保 ・所管施設の閉鎖に向けた準備、各種行政サービスの休止の検討 ・所管施設の閉鎖及び各種行政サービスの休止の判断 ・(休止判断した場合)所管施設の閉鎖及び各種行政サービスの休止の周知 ・必要に応じ、住民が避難するための施設を開放 ・地方気象台からホットラインの情報を把握 ・被害情報の提供(HP・Twitter等) ・応援要員の調整・派遣 ・大雪等の支援 ・関係機関との情報交換、通行止めに関する広報 ・立ち往生車両の撤去 ・ドライバーへの支援・安否確認 ・災害協定に基づく応援の実施 ・雪崩災害の専門家派遣 ・さまざまな注意喚起 ・雪崩のおそれがある場合、道路のパトロールや通行止めの継続 ・被災市町村に対する支援	・市町村等と連絡体制を確保 ・事務所・出張所での体制準備 ・除雪業者への体制確保指示 ・道路のパトロール強化 ・除雪作業の開始 ・国道事務所長、都道府県土木事務所長等から市町村長へのホットライン ・情報連絡本部での情報共有 ・リエゾン派遣、応援に向けた調整 ・予防的な通行規制 ・ドライバーへの情報提供 ・地方気象台と地方公共団体のホットライン ・被害情報の提供(HP・Twitter等) ・応援要員の調整・派遣 ・大雪等の支援 ・関係機関との情報交換、通行止めに関する広報 ・立ち往生車両の撤去 ・ドライバーへの支援・安否確認 ・災害協定に基づく応援の実施 ・雪崩災害の専門家派遣 ・さまざまな注意喚起 ・雪崩のおそれがある場合、道路のパトロールや通行止めの継続 ・被災市町村に対する支援	【住民】 ・自宅安全に過ごす準備 【避難支援等関係者】 ・要配慮者への情報伝達 ・避難誘導の準備 【交通関係事業者】 ・関係機関との事前調整及び大雪事前広報(鉄道等の運休、高速道路の通行止め等) 【住民】 ・不要不急の外出を控える ・外出者は早期帰宅 【住民】 ・事前の避難が必要な場合、大雪の前に避難 【交通関係事業者】 ・広報活動(鉄道等の運休、高速道路の通行止め、利用者への情報提供等) 【避難支援等関係者】 ・要配慮者の安否確認及び市町村への報告 ・被害状況等の報告 【交通関係事業者】 ・広報活動(鉄道等の運休、高速道路の通行止め等) ・帰宅困難者への対応 【住民】 ・除雪、屋根の雪下ろし ・除雪作業中の事故に注意 ・雪崩に注意

気象情報を入手し、市町村庁内へ情報共有を図ることが、対応の第一歩となります。その上で、降雪により職員の参集が困難となる場合も想定して、防災体制を強化し、応急活動等に備える必要があります。また、不要不急の外出抑制や早期帰宅といった呼びかけ、要配慮者の避難準備等の注意喚起、孤立の恐れのある地域との通信手段の確認といった地域住民の安全確保に関しては、早めの対応を心掛けることが重要です。

次に「降雪のとき」には、こまめに気象情報を入手し、大雪に関する注意報・警報や積雪の状況等によって、速やかに応急活動が実施できる防災体制へ速やかに移行していくことが重要です。また、防災行政無線等を活用し、住民に対して雪害に対する警報等を行うことや、必要に応じた避難勧告等の発令や避難施設の開放といった業務も発生します。更に、道路除雪が必要となりますが、市民生活や経済活動などを考慮して、あらかじめ定めておいた優先的に除雪を行うべき区間を基本として、除雪業者へ依頼します。

また、「著しい降雪のとき」において、積雪による道路の通行止めや鉄道の運休等といった社会生活への支障や、ライフラインや住家の被害が発生し得る場合

には、速やかに災害対策本部を立ち上げ、災害対応を強化していく必要があります。また、地域住民に対しては、人命確保を優先した対応策を実施することが重要であり、孤立地域の救助活動や消防・医療機関への道路の除雪状況に関する情報提供等を関係機関と密に連携しながら対応にあたります。その中でも要配慮者には十分配慮し、避難誘導や避難の受け入れ等を実施することが重要です。一方、市町村単独で災害対応が困難な場合も考えられるため、国や都道府県、自衛隊等への応援要請を行うことも早めに検討すべきです。

更に、「雪が止んだあと」には、二次災害を防止するために様々な注意喚起が必要となります。例えば、住民による除雪活動における事故防止の呼びかけや、歩行中の転倒や水道管の凍結といった日常生活に対する注意喚起等では、速やかに災害対策本部を立ち上げ、災害対応を強化していくことが必要です。また、地域住民に対しては、人命確保を優先した対応策を実施することが重要であり、孤立地域の救助活動や消防・医療機関への道路の除雪状況に関する情報提供等を関係機関と密に連携しながら対応にあたります。その中でも要配慮者には十分配慮し、避難誘導や避難の受け入れ等を実施することが重要です。一方、市町村単独で災害対応が困難な場合も考えられるため、国や都道府県、自衛隊等への応援要請を行うことも早めに検討すべきです。



ドライバー支援のためのパンを運び出し
(出典：坂井市 HP)

す。また、高齢者等で自ら除雪することが困難な世帯への屋根の雪下ろし等の支援も行うことも重要です。

4 予防編について

「予防編」では、防災体制の整備等の「平時の備え」や大雪に関する気象情報などの「基礎知識」を掲載しています。

災害対応においては、平時の備えが非常に重要となりますが、まずは災害対応の主体となる市町村の防災体制を事前に整備しておくことが必要不可欠です。例えば、土日や夜間の参集について、対象者の明確化や連絡体制の整備、参集手段といった内容をまとめておき、定期的な見直しを行うことが迅速かつ的確な初動対応を行う上で重要となります。

さらに、特に自団体のみでの災害対応が困難な場合に備えて、雪害の少ない市町村では、経験豊富な市町村と協定を事前に締結しておくことも事前の備えとなります。また、応援を受け入れる際に、応援を必要とする災害対応業務を洗い出し、応援職員に依頼する業務

や派遣を要請する職種等もあらかじめ定めておくと、実災害時により円滑な受け入れと的確な災害対応が可能となります。



新潟県長岡市から群馬県伊勢崎市への除雪応援（出典：平成26年2月大雪検証報告）（群馬県伊勢崎市）

5 さいごに

今回紹介した手引きについては、降雪時における市町村の対応について記載していますが、企業やその他団体等でも参考になる内容も充実しています。内閣府のHPで公表していますので、是非一読し、災害対応の一助として下さい。

市町村のための降雪対応の手引き

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyomukeizoku/index.html>



歩行型ロータリ除雪機による事故の防止に向け、今冬も注意喚起を発出

消費者庁では令和元年11月13日、「除雪機の使用時の事故に注意しましょう!」と題し、降積雪が本格化する時期を前に、除雪機を使用する方への注意点をまとめて発表いたしました。人手による除雪作業の負担を軽減できる除雪機は、降積雪が多い地域では生活に欠かせない製品です。主に家庭で使う歩行型ロータリ除雪機（以下、「除雪機」という。）は、資格や免許なしで利用できるものの、雪を取り崩す回転部分（オーガ等）が覆われていない構造のため、使用に当たっては十分な注意が必要です（図1）。

除雪機の使用時の事故に注意しましょう!

デッドマンクラッチ（安全装置）の無効化による事故が目立ちます



https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_024/

消費者庁消費者安全課



図1 除雪機の各部の名称

1 昨年度の事故状況

降積雪量が多く、除雪機の使用が見込まれる12道県で、消費者安全調査委員会が事故情報を収集したところ、平成30年度の降雪期（平成30年11月～平成31年3月）に少なくとも54件の事故が発生していました。降雪量が多かった平成29年度の98件と比べると、件数は減少していましたが、死亡事故が2件、重傷事故も22件発生しており、引き続き重大な事故が発生する可能性があると考えられます（図2）。

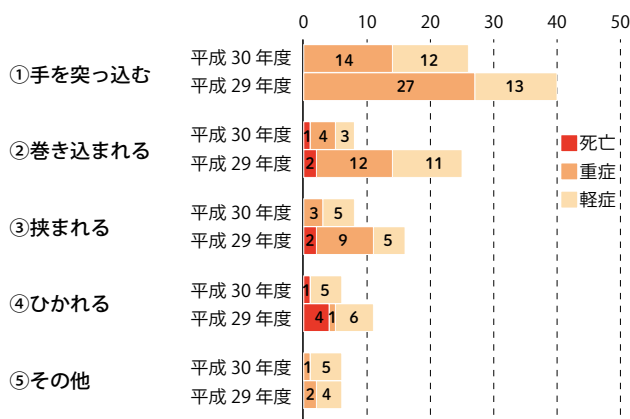


図2 除雪機による事故件数

2 事故の特徴

収集した事故情報を整理すると、①投雪口に手を突っ込み負傷する事故、②回転部分（オーガ）に巻き込まれる事故、③除雪機と壁等に挟まれる事故、④除雪機にひかれる事故、の4つに分類できました。さらにこれらの事故を詳細に分析すると、安全装置であるデッドマンクラッチを意図的に機能しない状態（無効化）にして使用していることに起因する事故が目立ちました。

3 使用者への注意点

消費者安全調査委員会の実施した調査の中で、高齢の男性が使用しているケースが多いことや、除雪機は長期間使用する製品であり、デッドマンクラッチが標準装備されていない平成16年よりも前に購入した除雪機を使用していたり、デッドマンクラッチを無効化して使用している方が少なからず存在することも分かりました。これらのことから、除雪機を使用する際には以下の点に注意をお願いします。

- ①定期点検を行う。特に安全装置が正常に動作するか確認する。
- ②安全装置であるデッドマンクラッチを無効化すると大変危険。絶対に無効化して使用しない。
- ③エンジンをかけたまま、投雪口やオーガに手を近づけないように。雪が詰まった場合は雪かき棒を使用する。
- ④除雪中だけでなく、移動中や収納中にも気を付ける。特に、後進時はより注意する。

作業を行う本人だけでなく、御家族や周りの方も、除雪機による事故の危険性と事故防止のための注意点をよく認識いただき、危険な使用を見かけたらぜひ一声かけていただきたいと思います。

4 おわりに

消費者庁は引き続き、内閣府や総務省消防庁、国土交通省、経済産業省とも連携の上、幅広く周知・啓発を行ってまいります。また、除雪機の製造事業者で構成される「除雪機安全協議会」において、安全啓発のチラシや注意喚起の動画が公表されておりますので、地方公共団体の皆様におかれては、特に高齢の利用者に情報が届くよう、自治体広報への掲載や動画の有効活用について、御検討いただけますようお願いいたします。こうした取組で、今冬は除雪機による事故がなくなることを願っております。

除雪機安全協議会
(一般社団法人日本農業機械工業会内)

<http://www.jfmma.or.jp/jyoankyo.html>



<参考> 除雪機安全協議会 安全啓発チラシ

「防災推進国民大会2019」の開催報告

大規模災害に備える - まなぶ、つながる、つよくなる - 「防災を、もっと日常に」



内閣府（防災担当）普及啓発・連携担当

「防災推進国民大会（通称「ぼうさいこくたい」）」とは

平成 27 年 3 月に第 3 回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組 2015-2030」を受け、平成 27 年 9 月、幅広い層の防災意識の向上を図ることを目的として、中央防災会議会長である安倍内閣総理大臣の呼びかけにより、「防災推進国民会議」が発足しました。

平成 28 年度から毎年、内閣府では、「防災推進国民会議」及び主に業界団体からなる「防災推進協議会」とともに、産学官、NPO・市民団体や国民の皆様が日頃から行っている防災活動を、全国的な規模で発表し、交流する日本最大級の防災イベントである「防災推進国民大会」を開催しております。



オープニング・セッション
武田防災担当大臣による開会ビデオメッセージ

今回で4回目となる「防災推進国民大会 2019」が、本年 10 月 19 日（土）・20 日（日）に、名古屋市ささしまライブエリア（名古屋コンベンションホール、パークエリア、キャナルゲートエリア、中京テレビ）において、防災推進国民大会 2019 実行委員会（内閣府、防災推進国民会議、防災推進協議会）が主催し、全国から多くの方々にご参加いただきました。また、同時に愛知県・名古屋市長主催で「あいち・なごや防災フェスタ」も開催されました。

●オープニング・セッション （開会挨拶、ハイレベル対談）

オープニング・セッションでは、台風 19 号をはじめとする災害対応のため、武田良太防災担当

大臣はビデオメッセージにて開会宣言を行いました。武田大臣は、今回の台風 19 号では、被害が極めて広範囲に及んでおり、政府一丸となって全力で対応に当たっていること、巨大災害に対しては、公助

の取組みとともに、「自助」「共助」の取組みが重要であり、そのためには、民間企業や学会など、様々な主体が連携する必要があることを述べられた後、今年の「ぼうさいこくたい」は、南海トラフ地震の発生が予想される地域において、大規模災害に備えるための産学官を超えた共助の枠組があるということ、そして今年は災害対策基本法策定のきっかけとなった伊勢湾台風から 60 年であり、我が国の防災について国民にメッセージを発信するための重要な節目となることから、名古屋市において開催することとなった経緯を述べられました。

その後、大村知事及び河村市長から開催地挨拶、大塚防災推

進国民会議議長（日本赤十字社社長）からは主催挨拶が述べられ、本大会のテーマである「大規模災害に備える - まなぶ、つながる、つよくなる - 「防災を、もっと日常に」」を通じて幅広い世代が防災、減災への取組みの必要性について理解を深めて頂きたいと述べられ、我が国全体の防災意識向上が図られることへの期待が表明されました。

「ハイレベル対談」では、奥野名古屋都市センター長（国土審議会会長）と福和名古屋大学減災連携研究センター長が『南海トラフ地震、首都直下地震に備える国土と地域の強靱化』を対談テーマに産官学が連携した防災力向上等について意見交換を行いました。

●テーマ別セッション

名古屋コンベンションホールでは、2 日間で 28 のセッションが催されました。

内閣府及び国土交通省中部地方整備局が主催した「ハイレベルセッション・南海トラフ巨大地震へのソナエ」は、ハード・ソフト一体となった防災・減災・国土強靱化対策の必要性を再認識し、産学官民の連携により、日本の経済と産業、地域と住民を守ることを目指すことを目的として実施されました。災害対応中の



名古屋市消防局による
「ちびっこ消防士体験」



名古屋市によるワークショップ
「家庭での備蓄を親子で考える」



平副大臣による
ビデオメッセージ



福和先生による
大会を振り返った総評



今井政務官による
閉会ビデオメッセージ

平副大臣からはビデオメッセージにて、新しいテクノロジーをいかに防災・減災に活用し、効果的な防災政策を実行できるよう、防災とIT・科学技術、サイバーセキュリティ等を担当として取り組んでいくと述べました。

内閣府が主催した「地区防災計画のこれからを考える」では、地区防災計画のこれからを考え、次のステージに向けてのアクションを議論するセッションが行われました。本セッションを通じて共助の重要性や、地区防災計画の取り組みの推進が再確認されました。

本大会では台風19号等の被災地支援を行うことを目的に、ボランティア連携強化のための緊急連絡会を内閣府と全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）が防災・減災・災害対応情報の共有やボランティア等の被災地支援への参画の呼びかけを目的に2日間で3回実施しました。また20日にJVOADが行ったセッションでは、行政、災害ボランティアセンター（社会福祉協議会）、民間（NPO、企業など）の三者が、どのように連携して復旧・復興に取り組んでいるのか、被災地の現状を伺いながらモレのない支援のカタチを考えると共に、日本赤十字社、中央共同募金会等にて被災地への義援金の呼びかけをブース展示にて行いました。

●展示について

展示スペースでは96のプレゼ

ンブースやポスターが並び、展示スペースには人があふれ、出展団体が日頃から行っている防災・減災活動が発表されました。

また、屋外では人命救助を学ぶコーナーや、家庭での備蓄を親子で考える企画など16のワークショップが実施され、11の屋外展示では、地震が体験できる起震車や多くの消防車両の展示、消火のための放水体験等が行われました。

●クロージング・セッション

クロージング・セッションでは、秋本防災推進国民会議副議長から、主催者挨拶がされました。次に池上市民防災研究所理事より、出展団体の2020年に向けたコミットメントの成果発表がなされ、代表7団体から防災に関する様々な意欲的なコミットメントが発表されました。

その後、福和名古屋大学減災連携研究センター長からは、今年の防災推進国民大会を振り返り、地域を超えた連携、年配の方から子供まで世代を超えた連携等による取り組みが大会を通じて紹介されたと総評がなされました。

今井内閣府大臣政務官からは、大会の締めくくりとして大会参加者への感謝と、来年の防災推進国民大会2020への期待を寄せられました。

●効果について

約1万5千人の方が大会期間中に来場し、テレビや新聞報道で

も多く取りあげられました。

来場者に対するアンケートでは、98%の人が来場により防災意識が向上したと答えており、大きな効果が見られました。

開催地である名古屋は、南海トラフ巨大地震の影響が予想される地域であり、大災害に備え、愛知県、名古屋市、名古屋大学が産業界と連携して実施する全国にも参考となる防災の取り組みが端々に紹介されたのは今回の大会の特徴でした。

大会を通じて、「公助」の取り組みとともに、国民一人一人が自ら取り組む「自助」、そして、地域、企業、学校、ボランティアなど互いに助け合う「共助」を組み合わせ、地域全体で防災意識を高め、あらゆる自然災害に備える「防災意識社会」を構築することの重要性が共有されたことは大きな成果でした。

●次回大会について

第5回目の「防災推進国民大会2020（仮称）」は、令和2年10月3日（土）、4日（日）に広島市にて開催する予定としています。今年の成果を踏まえ、「自助・共助」及び「多様な主体の連携」をより一層深められるような大会にすべく鋭意準備を進めてまいります。

「ぼうさいこくたい」の各セッションの動画やディスカッション等で使用した資料の一部については、「ぼうさいこくたい」のHPよりダウンロード可能です。

<http://bosai-kokutai.jp/>



津波防災の日スペシャルイベント 「津波 × 地域防災 × 企業」



内閣府（防災担当） 普及啓発・連携担当

「津波防災の日」、「世界津波の日」である11月5日、内閣府、防災推進協議会、防災推進国民会議の主催による津波防災の日スペシャルイベント「津波×地域防災×企業」が市ヶ谷で開催され、企業、行政機関、自主防災組織などから約300名が参加しました。このイベントでは、「地区防災計画策定支援地区の取組」と「地域と民間企業等との協働による津波防災」を紹介する特別セミナーと、津波防災の取組みの最先端を紹介する企業ブース展示会が行われました。

開会にあたり、武田良太防災担当大臣が挨拶を行いました。武田大臣は、地区防災計画を通じて津波防災に取り組む地域がさらに増えるように支援を進めると述べました。また、民間企業

や学術界の有する優れた防災技術を地域防災と掛け合わせることで、津波に備えるためのより効果的な対策を産学官が連携して探求していきたいと述べました。

基調講演『我が国の津波災害リスクと自助・共助』

特別セミナーではまず、今村文彦東北大学災害科学国際研究所所長が「我が国の津波災害リスクと自助・共助」というテーマで、基調講演を行ないました。今村所長は、津波は非常に大きな人的、経済的な被害をもたらすが、適切な避難を実施すれば人的被害をゼロにすることは可能と述べました。そのためにも、東日本大震災の教訓を整理し、伝えていくことが重要であるとし、教訓が必ず命を救うと強調しました。



武田良太防災担当大臣

今村文彦東北大学災害科学国際研究所所長

セッション1『地域防災計画策定支援地区の取組状況』

次に、加藤孝明東京大学生産技術研究所教授が「地区防災計画の現状と課題について」というテーマで講演を行ないました。加藤教授は、地区防災計画は、地域にある資源を使い、地域にあった方法で作るもので、その目的は、新たな資源（担い手）を発掘し、多様な資源や目的をつなぎ、地域の力を発揮



津波防災の日スペシャルイベント
「津波×地域防災×企業」
(TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター)



津波に備えた地区防災計画の作成に取り組む
7つの地区が参加して行われた意見交換



企業ブース展示会



加藤孝明東京大学生
産技術研究所教授 矢守克也京都大学防
災研究所巨大災害研
究センター教授

セッション2『地域と民間企業 等との協働による津波防災』

セッション2では、矢守克也京都大学防災研究所巨大災害研究センター教授が「津波防災における企業と地域の連携について」というテーマで講演を行いました。矢守教授は、南海トラフ地震では34メートルの高さの津波の到達が予測されている高知県黒潮町において、防災、観光、地元企業の振興をオーバラップさせながら、地域防災が進められていることを紹介しました。

続いて、矢守教授がモデレーターとなり、「企業等の津波防災に関する取組状況とその役割について」と「津波防災に関する企業と地域の取組との連携について」をテーマにパネルディスカッションが行われました。

はじめに、津波防災に取り組む6つの企業の代表者から様々な取組みが紹介されました(表2)。

その後、磯打千雅子香川大学IECMS地域強靱化センター特命准教授、中尾晃史内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発・連携担当)が加わり行われ

たパネルディスカッションでは、「企業の本業での得意分野を活かした防災の取組みが一番、社会への影響力も大きい」、「企業の活動や技術を地域の方々が取り入れていくことが大事である」などといった意見が挙がりました。



津波防災に取り組む6つの企業が参加して
行われた意見交換

最後に、閉会挨拶に立った中尾参事官は、津波によるリスクは地区によって様々であるからこそ、地区にある技術や資源を使ったオリジナルな地区防災計画が必要であると述べました。また、地区の中には、住民のみならず、企業など様々なプレーヤーがいることを念頭に置いて津波対策を進めて頂きたいと述べ、イベントを締めくくりました。

津波防災特設サイト
<http://tsunamibousai.jp/>



新浜地区(北海道えりも町) ・高校生も地区防災計画策定の活動に参画 ・多様な年齢・視点で命を守るための行動	戸田地区(静岡県沼津市) ・津波到達時間が4分と非常に短いリードタイムという条件での避難行動の検討	西日本旅客鉄道株式会社 ・沿線自治体との合同津波避難訓練 ・運転士訓練用VR教材の作成 ・列車へ津波避難用リーフレットを搭載	イオン株式会社 ・自治体・外部パートナーとの防災協定 ・一時避難場所の提供 ・防災モールの建設
養田南町内会(兵庫県加古川市) ・「向こう三軒両隣」など、住民同士の顔が分かる取組みを実施 ・地域・企業への働きかけ、避難場所の確保	謝蒨区・美浜区(沖縄県北谷町) ・津波と土砂災害という異なるハザードがある2つの地域で支え合う双子の避難計画	八千代エンジニアリング株式会社 ・防潮堤の整備 ・津波ハザードマップの整備 ・津波避難計画の策定支援	大阪ガス株式会社 ・防災教材の作成・配布 ・防災キッズ育成事業の実施 ・国土強靱化ワークショップの開催
伊良部南地区(沖縄県宮古島市) ・新国際空港パブリにより、ホテル新設が進み観光客も急増する中での津波体験の伝承や移住者の防災への参画	池間地区(沖縄県宮古島市) ・島おこし活動と連携した防災の取組み ・自治会のお便りを通じて情報収集し、島内の暮らしの防災マップを作成	株式会社構造計画研究所 ・津波避難シミュレーションの作成 ・スマートフォンを使った情報伝達技術の開発	LINE株式会社 ・SNSを活用した防災情報の発信 ・AIチャットボットを活用した災害情報の収集

表1 津波防災に備えた地区の活動報告

表2 津波防災に関する企業の最新の取組み

防災教育交流フォーラム (防災教育交流会・中間報告会)



内閣府（防災担当）普及啓発・連携担当

1

防災教育チャレンジプランとは

国内外で大規模な災害が起きている昨今、またいつ災害がやってくるかわかりません。防災教育チャレンジプランは、このような災害に備え大切な命を守り、できるだけ被害を減らし、万が一被害があった時すぐに立ち直る力を一人一人が身につけるため、全国の地域や学校で防災教育を推進するためのサポートをする取組みです。

全国各地の防災教育への意欲をもつ団体・学校・個人等に対し、より充実した防災教育のプランを募集し、「防災教育チャレンジプラン」として選出した上で、その実践への支援を行います。実践団体は1年間の実践を行い、実践例や支援した取組みの内容を、年2回の報告会を通じて広く公開・共有します。

また、優れた実践に対して表彰を行うことで、全国の防災教育に取り組む団体・学校・個人やそのプランに光をあて、各地域で自律的に防災教育に取り組むことのできる環境づくりを目指します。

2

防災教育交流フォーラムについて

今年度の防災教育交流フォーラムは、より効果的な普及啓発、関係者同士の交流を促進させるため、「ぼうさいこくたい 2019」にて本イベントを開催し、10月19日(土) 防災教育交流会、及び、10月20日(日) 中間報告会の2日間で延べ約300名にご参加いただきました。

①防災教育交流会

学習指導要領の改訂を踏まえた『これからの防災教育を語るキーワード～「学校」「地域」「カリキュラムマネジメント」～』をテーマとして、文部科学省職員による基調講演、及び、学識経験者・行政・福祉・教育の各界代表者による意見交換をパネルディスカッション形式で行い、防災教育のあり方などについて参加者



パネルディスカッションの様子

と情報共有しました。

②中間報告会

令和元年度実践団体である学校、NPO等の15団体がこれまでの活動経過や今後の課題などについて中間発表を行いました。

各実践団体は、防災教育チャレンジプラン実行委員からのコメント等をもとに、活動内容の見直しやブラッシュアップを行い、令和2年2月15日(土)に行われる「活動報告会(東京大学地震研究所で開催予定)」において最終成果を発表します。



実践団体による中間発表の様子

防災教育チャレンジプランでは、今後もこのような支援を通じて、各地域で自律的に防災教育に取り組むことのできる環境づくりを進めていきます。

防災教育チャレンジプラン
<http://www.bosai-study.net/top.html>



災害救助法による住宅の応急修理制度の拡充 ～一部損壊（損害割合 10%以上 20%未満）への対象拡大～



内閣府（防災担当）応急修理チーム

1 経緯

台風第 15 号による災害では、長期間の停電による被害に加え、極めて多くの家屋が、暴風による屋根の被害や、直後の強風を伴う降雨による屋内への浸水被害を受け、被災者の方々の日常生活に著しい支障が生じたところであり、これを契機として、被災者の生活の安定を確保する観点から、災害救助法の応急修理制度の対象を拡充することとしました。

10 月 7 日の衆・本会議の代表質問において、内閣総理大臣から「一部損壊の住宅のうち、屋根等に日常生活に支障をきたす程度の被害が生じた住宅については、恒久的な制度として、支援対象とする」ことが表明されました。

2 拡充範囲

被災者に発行される「り災証明書」には、住家の被害の程度が記載されています。

住家の屋根、壁等の被害の全体に占める割合（＝損害割合）に基づき、被害の程度を認定しますが、一般的には、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」及び「半壊に至らない」の 4 区分となっています。

今般、「半壊に至らない」のうち、半壊に近い 10%以上の損害割合

を、新たに「一部損壊（準半壊）」（仮称）として応急修理の対象とすることで一部損壊（準半壊）を加え、5 区分となりました。

（図 1）被害の程度「被害認定基準運用指針」より

全壊（※）	大規模半壊	半壊	半壊に至らない（一部損壊）
50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満	20%未満
一部損壊（準半壊）（仮称）		一部損壊（10%未満）（仮称）	
損害割合 10%以上 20%未満		損害割合 10%未満	
応急修理の支援対象 （制度の対象を拡充）		応急修理の対象外	

（※）全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は支援の対象となる。

応急修理の対象工事の判断要素

✓ 屋根については、下地まで損傷している

✓ 床については、張替工事が必要である（畳単体の取替え程度は含まず）

✓ 外壁については、仕上げ材が脱落している（剝離程度は除外）

✓ 戸、窓の補修（機能しない程度に破損している場合）など

3 基準額

半壊世帯と一部損壊世帯との補修費の事例等に基づき、半壊世帯の限度額が 59.5 万円であることを踏まえて、一部損壊世帯の限度額を 30 万円としました。

4 施行日

本制度は、令和元年 8 月 28 日から施行（同年 8 月に佐賀県で発生した前線に伴う大雨から支援の対象）し、恒久的制度として、台風第 15 号から台風第 19 号までの一連の災害（10 月 24 日から 26 日までの大雨を含む）をはじめとして、災害救助法が適用された災害による被害が対象となります。

災害救助法による住宅の応急修理（一部損壊）に係る支援の内容

平成 25 年内閣府告示第 228 号に基づく災害救助法による被災した住宅の応急修理に係る内容を改正
（令和元年 10 月 23 日内閣府告示第 378 号）

（被災した住宅の応急修理）
第七条 法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。
一 災害のため住家が半壊、半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。
イ 口に掲げる世帯以外の世帯 五十九万五千円
ロ 半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十万円
三 〔略〕

支援の内容	
災害救助法による住宅の応急修理（一部損壊）	
対象	損害割合 10% 以上 20% 未満の住家
対象工事	屋根、居室、炊事場及び便所など日常生活に必要欠くことのできず、緊急に修理が必要な個所の工事
契約方法	市町村が修理業者と契約 （残工事があれば、所有者等が修理業者と契約）
限度額	30 万円

災害時情報集約支援チーム

アイ サ ッ ト

ISUT 出動！



国立研究開発法人防災科学技術研究所 白田裕一郎

災害大国である我が国では、毎年多くの自然災害が発生します。令和元年は、6月18日に山形県沖を震源とする地震、九州南部を襲った6月下旬からの大雨、佐賀県を中心に浸水被害が発生した8月の前線に伴う大雨、千葉県や伊豆大島等が暴風被害を受けた台風15号、東日本全体で広域同時多発災害となった台風19号等と、極めて大きな自然災害が立て続けに発生した年となりました。

災害発生時、その対応のため、多くの機関・団体は同時並行で活動します。救助、避難所支援、道路啓開、インフラ復旧、物資供給、ボランティア活動など、こ

れらを効率よく的確に行うためには、機関・団体間で、その災害に関する状況認識を統一する必要があります。そこで重要となるのが「情報」です。互いに知っていることを「情報」に表し、互いに共有することで、互いに知らないことをなくし、互いの活動の歩調を合わせたり、役割分担したりすることが、緊急事態である災害時には重要となります。

この情報共有を支援するために、内閣府はISUT（アイサット：Information Support Team、災害時情報集約支援チーム）を立ち上げました。平成30年度に試行を重ね、大阪府北部の地震、平成30年7月豪雨（西日本豪

雨）、北海道胆振東部地震での実災害適用を経て、令和元年より本格運用が開始されました。

ISUTのメンバーは、現時点では内閣府と国立研究開発法人防災科学技術研究所（防災科研）で構成されています。ISUTの出動は、内閣府の情報先遣チームが派遣されることをきっかけに決定します。ISUTが集約・共有する情報は多岐に渡ります。震度分布、降水量分布、停電・通信途絶状況、道路通行可否状況、避難所状況、給水・入浴支援箇所、衛星画像、空中写真、ドローン画像、等々。所管の枠を超え、組織の横串を刺す形で情報を一元的に利用できるようにする点が特徴です。

システムとして、防災科研が開発したSIP4D（エスアイピーフォーディー：Shared Information Platform for Disaster Management、基盤的防災情報流通ネットワーク）を活用して情報を共有し、一般公開できる情報はNIED-CRS（エヌアイイーディー・シーアールエス、防災科研クライシスレスポンスサイト、図1）、公開できない情報はアクセス制御をかけた災害対



図1 防災科研クライシスレスポンスサイト（令和元年 台風19号）

応機関限定の ISUT-SITE（アイサットサイト）という地図システム上に可視化します。

被災地の現場では、主に都道府県の災害対策本部に入ります。そこで、地方公共団体はもちろん、府省庁のリエゾンや派遣チーム、自衛隊、DMAT 等の保健医療福祉支援チーム、インフラ復旧を担う指定公共機関等と連携し、情報の集約・共有を支援します（図2）。特に、現場では毎日、本部会議や連絡会議が開催されますが、その際、これらの地図を示し、状況を目で確認しながら調整や協議を行えるよう支援しています（図3）。

台風 15 号の際は、千葉県庁に入りました。特に課題となって

いたのは電気・通信の復旧で、その妨げとなっていたのが倒木です。電力会社や通信会社が復旧に向かっても、倒木によって道が塞がれ、復旧作業はもちろん、その先の被害状況も掴めないという事態が長く続きました。そこで、内閣府、県、自衛隊、総務省、電力会社、通信会社が一致団結し、ISUT が提示した共通様式を使って各組織が倒木箇所の位置を入力し、それを ISUT が地図化するという流れで状況認識の統一を図ることとなりました。その地図を共有し、活動の進捗状況を確認したり、倒木撤去の優先度を決めたりするなど、地図が大いに活用された事例となりました。

台風 19 号では、災害救助法が適用された自治体数が、東日本大震災や昨年の西日本豪雨を超え、390 に及ぶなど、広域に被害が発生しました。ISUT は千葉県に加え、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、長野県に派遣されることになりました。その中で、千曲川が破堤した長野では、多くの災害廃棄物が道や広場にあふれ、復旧活動を妨げる事態となり、国、県、市、自衛隊、社協、ボランティアによる「One Nagano」という協働活動が始まりました。その際、関係組織が災害廃棄物の位置や規模の情報を集約し、ISUT が地図化したものが図4です。「One Nagano」では、この地図に基づいて、昼間は行政・市民・ボランティアが点にする廃棄物を集積地まで移動し、



図4 災害廃棄物置場・運搬ルート

夜間は自衛隊が集積地から地区外に排出するという活動が日々行われました（図5）。この活動は、人と人、組織と組織、そして情報が一体となって活動した事例となりました。



図5 ボランティアとの情報共有

ISUT は運用が始まったばかりですが、令和元年の災害対応を経て、組織横断での情報共有の重要性、有効性はさらに明確となりました。一方で、内閣府と防災科研だけで全てを担うことは不可能です。広域・甚大な災害になるほど、協働体制が不可欠となります。日本全体で「ONE TEAM」となるよう、ぜひ、この活動に対し、各機関・団体からの積極的な参画を期待しております。

防災科学技術研究所
<http://www.bosai.go.jp/>



図2 情報の集約・共有支援



図3 関係省庁連絡会議の様子

SNS やネットを活用した防災

災害時の情報空白を縮減し、災害への対処を加速するために



LINE 株式会社

災害発生時に、即座に被害状況や住民の被災状況を把握することは非常に困難です。

災害の発災直後にはどうしても

既存の情報連携システム（119、防災無線、電話 FAX 等含む）だけでは情報の空白の時間・場所が生じてしまい、災害対策や避難誘導等の遅れに繋がってしまいます。

一方で、近年、災害発生時に、各地で SNS を使った情報共有連携の動きが、住民や自治体職員によって自発的に起こり、有効活用をされていた事例も多々出てきました。

そこで、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、株式会社ウェザーニューズと LINE 株式会社は協力して、SNS と AI を活用した情報収集を行うことを考え、内閣府総合科学技術・イノベーション会議が主導する戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）にて、SNS と AI を使った防災チャットボット SOCDA を開発しています。

SOCDA では、LINE から被災地域にいと推定される方に対して「大丈夫ですか？」と問い合わせを行い、それに対して LINE ユーザーが「無事です」、「事故が起きています」、「怪我をしています」というテキストと、位置情報

を送ることによって、短時間で情報を収集することができます。この際、例えば「事故が起きています」という回答者に対して、AI チャットボットを通じて、より詳しい状況（火事なのか、建物の倒壊なのかなど）を聞くことで情報が正確になりますし、写真を送ってもらうことも可能です。これによって、災害発生から 15 分ほどの短時間で情報を収集・集約することを目指しています。

平成 30 年 12 月に初の実証実験を神戸市で行い、一定の成果を得ることができました。

この成果をもとに、防災について志を持つ研究機関や企業、自治体、省庁等と議論を行い、SOCDA をはじめとした SNS と AI を活用した取組みの社会実装をするために、令和元年 6 月に産官学連携の組織として「AI 防災協議会」を立ち上げました。参画各者それぞれが保有する強みを持ち寄り、組み合わせることで、新しいイノベーションを創出し、災害対応能力の高い社会構築を実現することを目指しています。

AI 防災協議会

<https://caidr.jp/>



防災・被災地支援をアップデートしていく



ヤフー株式会社 執行役員 SR推進統括本部長 西田 修一

令和元年10月23日付の『日経MJ』の記事によると、台風19号が上陸した10月12日の天気・災害情報関連スマホアプリの利用者数を調査したところ、1位が「Yahoo!天気」、2位が「Yahoo!防災速報」だったそうです。

日本は「災害大国」と言われていますが、昨今の気候変動の影響と見られる降雨量の増加や台風の大型化によって、災害はますます身近なものになってきました。『UPDATE JAPAN』をミッションに掲げるヤフーは、防災という領域でもアップデートが必要だと考えています。先に挙げた2つのアプリはその中心的な存在です。

「Yahoo!天気」は天気情報を得るためのアプリとして、日常的に非常に多くの方にご利用

いただいています。気象と災害の関係が益々強まる中、単に天気情報にとどまらず、台風情報、雨雲や落雷レーダー、河川水位、そして各地の警報や注意報を得ることが可能です。刻々と変わる気象状況などを把握しながら、自らの行動計画を立てる。それはこれからの日本を生きる上で必要不可欠なスキルであり、「Yahoo!天気」はその強力なサポートツールとしてご利用いただけます。

「Yahoo!防災速報」はその名前の通り、現在地や登録地域で発生する災害情報や各種警報、自治体からの緊急情報などをプッシュ通知でお手元のスマートフォンに届けるサービスです。10月11日には台風19号接近に備えて新たに「災害マップ」機能

を追加しました。「災害マップ」は利用者自身が現在地の状況を投稿できるほか、自治体や気象庁から発信された情報に加えて、周辺の利用者の投稿を地図上で確認できる機能です。また、災害状況に関するユーザーの投稿数が、所定の条件を満たし、異常を検知した場合にはプッシュ通知が届くように設定することも可能です。今後は台風接近時のみではなく豪雨や地震による災害時にもご利用いただけるようにしていきます。

災害がより身近になりつつある日本。この国で暮らす私たちだからこそ、ITを上手く活用し、災害から自らの身を守ることが求められています。ヤフーはこれからも防災及び被災地支援のアップデートに取り組んでまいります。



Yahoo!天気

<https://weather.yahoo.co.jp/weather/promo/app/>



Yahoo!防災速報

<https://emg.yahoo.co.jp>



三者連携体「宮崎県・県社協・NPO防災会議」の設立について



宮崎県生活・協働・男女参画課

宮崎県は、かねてから台風のルート、かつ震源となる日向灘や霧島火山を擁しますが、過去に本県で災害ボランティアセンターが開設されたのは、台風では14年前、噴火による降灰被害では8年前のことであり、災害救助法の適用はあったものの、県外から多くの支援があるような大規模災害には至っていません。

こうした中で、平成28年熊本地震が発生し、河野知事の「隣県ならではの支援を」との指示に、当課、県社協とNPOとが、熊本県西原村に14回299名のボランティアとトラックを派遣する「自己完結型ボランティア」を組み立てました。その「協働力」を「受援にも生かせないか」との思いや、全国で頻発、激甚化する自然災害や想定される南海トラフ巨大地震を前に、地理的要因や地域資源の異なる被災地の教訓をどう生かすか、ノウハウのない焦りもありました。

そこで昨年度、内閣府主催の「災害時における行政・NPO・ボランティア等との連携・協働に向けた研修会」を本県で開催したところ、多数の行政職員、NPO

が参加し、一気に県内の三者が連携体の必要性を認識し、方向性を一つにすることができました。

しかし、本県には災害時の中間支援に特化したNPOがないため、市域の中間支援組織や、災害支援に実績のある団体一つ一つと意見交換するところから連携・協働に向けた活動は始まりました。

その中で感じたことは、どのNPOも災害時の活動に高い関心を持つものの、災害時にどう動けばいいのか、あるいは支援実績のある団体でも受援となると漠然としていたこと、一方、組織化して情報共有することに対しては意欲的で、行政が「被災者支援は行政の責務」との姿勢で臨む

ことに対し、期待や励ましの言葉を寄せていただきました。

連携体を構築するにあたっては、熊本県の取り組み等を参考にし、県内9市の市民活動支援センターの運営受託団体等10団体と災害支援実績のある5団体、そして県社協、県（当課と危機管理課）を構成団体として「宮崎県・県社協・NPO防災会議」を発足することとし、さる10月9日に内閣府防災担当石垣和子企画官をお迎えし、設立総会を開催しました。

今後、互いの強みを生かした役割分担など、災害時の情報共有、支援の偏りの調整、支援課題の解決等に向けて発災時に機能する組織となるよう研鑽を積む所存です。



「宮崎県・県社協・NPO防災会議」設立総会（集合写真）

台風に関するハイレベル東京会議の開催



気象庁

気象庁は、世界気象機関（WMO）の枠組における熱帯低気圧地区特別気象センター（RSMC）の東京センターとして、東アジア地域（14 カ国・地域）に対し、北西太平洋域の台風の監視や解析・予報の提供、地域内の予報官を対象とした研修等を実施しています。今年が同センターの運用開始 30 周年にあたることを記念して、10 月 10 日（木）・11 日（金）に、「台風に関するハイレベル東京会議」及び「熱帯低気圧 RSMC 東京センター 30 周年記念式典」を開催しました。

会議は、東京センターの情報を国内の台風防災対応に活用している東アジア各国・地域の気象局長官や世界の熱帯低気圧 RSMC の所長、国内機関の関係者を招いて行われました。会議では、これまでの 30 年間に飛躍的に向上した観測・予測技術を確認しつつ、いまだ台風が甚大な人的・物的被害をもたらしている現状認識を共有しました。二日間の熱心な議論を経て、今後 10 年間で台風による災害リスク及び損失を大幅に削減するため、従来の自然科学的な観測・予測技術向上に加え、防災情報を



熱帯低気圧 RSMC 東京センター 30 周年記念式典



記念式典における安倍総理大臣ビデオメッセージ放映

適切な避難行動に結び付ける、リスク認識や行動科学の理解を踏まえた台風防災への新しいアプローチが必要であることを、「台風から命と財産を守る 10 年ビジョン」としてとりまとめ、世界に発信しました。

記念式典には、安倍総理大臣がビデオメッセージを寄せ、気象災害が激甚化するなかで、気象災害の軽減に果たすべき各国の気象機関の役割、我が国のイニシアチブがこれまでも増して重要となっていることを強調しました。

同会議と記念式典の開催翌日には、強い台風第 19 号が関東地方を通過する状況になり、結果的に、会議出席者には日本の防災への姿勢を強く印象付けることになりました。この台風は、広い範囲で記録的な大雨をもた

らし、河川の氾濫が相次いだほか、土砂災害や浸水害により甚大な被害を生じました。現在、政府内で、河川や気象の情報の発信や伝達等の課題について検証し改善策の検討を進めています。このような取り組みも、来年 10 月に開催される第 4 回アジア・太平洋水サミット等の場を通じて諸外国に共有していきたいと考えています。

気象庁は、10 年ビジョンの実現を目指し、東京センターのサービスの拡充、我が国の経験や知見の共有、新しいアプローチに必要な人材の育成等を通じて、東アジアと世界の台風に強い社会実現に引き続き貢献していきます。

台風から命と財産を守る 10 年ビジョン

http://www.jma.go.jp/jma/press/1910/11c/201910_RSMC30_report.html



「防災技術の海外展開に向けた官民連絡会（JIPAD*）」の活動報告

(*Japan International Public-Private Association for Disaster Risk Reduction)



内閣府（防災担当）普及啓発・連携担当

内閣府は、令和元年8月23日、「インフラシステム輸出戦略」等を踏まえ、日本の防災政策、技術、ノウハウを一体的に紹介する「官民防災セミナー」の開催等を通じて各国の防災能力の向上を支援するため、「防災技術の海外展開に向けた官民連絡会」（JIPAD）を設立しました（令和元年12月11日現在、会員団体数は民間企業を中心に181団体）。

世界的に、気候変動等によりこれまで以上に台風・洪水・土砂災害等の災害リスクが増大することが予想されています。防災市場が拡大する中、我が国は、幾多の災害を経験する中で防災政策や技術を絶えず進化させてきた「防災先進国」であると自負しており、防災の重要性を世界に訴える責務があると考えており

ます。また、これまでの災害の経験があるからこそ、世界中の国が我が国の防災政策や技術に関心や期待をもたれております。

このようなニーズを踏まえ、8月のJIPAD設立以降、運営協力団体の皆様のご協力の下、ブルガリア、モザンビーク、ASEAN諸国、アフリカ諸国、太平洋・カリブの島嶼国を対象に東京にて「官民防災セミナー」を開催してまいりました。特に、ASEAN諸国対象の官民防災セミナーでは、63社ものJIPAD企業が参加されるなど、ASEAN諸国での防災ビジネスへの関心の高さがうかがえました。また、トルコで令和元年11月に開催されたアジア防災会議の場を活用して「官民防災セミナー」を現地に実施いたしました。

令和元年12月には第2回総

会を開催し、在京大使館の皆様に参加を得ながら、これまでの活動を振り返るとともに、今後のJIPADの活動をより戦略的に進めるための方策について議論を開始することをJIPAD会員の皆様や運営協力省庁や団体の皆様と合意いたしました。

令和2年1月には、エクアドルおよびコロンビアを官民代表団として訪れ、政府関係者や現地企業の参加のもと、官民防災セミナーを開催する予定です。

令和2年度以降も、仙台防災枠組や持続可能な開発目標（SDGs）の推進に向け、世界各国の防災関係者の皆様やJIPAD会員の皆様と議論しながら、また、運営協力団体等とも連携しつつ、官民一体となって活動をすすめてまいります。



日・ASEAN官民防災セミナーの様子



日・トルコ官民防災セミナーの様子

民間企業の動き

災害時の持続可能な浄水システム



日本原料株式会社

日本原料は、ろ過材の専門メーカーです。長年の知見により災害時に有効的な浄水装置を開発しました。

昨今、想定を超える自然災害が水道インフラを襲う事例が多発しています。被災地では安全な水へのアクセスが求められますが、生命維持のための飲料水は配られても生活用水までは賄われず、被災者のストレスの一因になっています。

当社では、ろ過材交換不要の浄水装置「モバイルシフォンタンク」を開発し、これまで数多くの災害現場に導入し、安全な飲料

水を供給してきました。

従来のろ過装置はろ過材（フィルター）の交換が必要でしたが、この装置には自己洗浄機能が内蔵されており、フィルターの交換は不要です。また、砂ろ過装置を中心に制御盤や薬品注入装置をコンパクトなユ

ニットに納めており、トラックに載せて水が必要な場所に移動（可搬型）できます。10m³/日から1,000m³/日まで飲料水を供給できるラインナップを揃えており、設置から給水までは3日程度で、水道基準に適合した飲料水を給水できます。



平成30年7月豪雨で被災した愛媛県宇和島市三間地区での浄水装置設置の様子

日本原料株式会社
神奈川県川崎市川崎区
東田町 1-2
TEL: 044-222-5555
info@genryo.co.jp
<http://www.genryo.co.jp>



今までにない災害用備蓄型・組立式個室のトイレ『ほぼ紙トイレ』

災害時、インフラ設備（上下水道、電気等）が機能停止した場合、水洗トイレはもちろんマンホールトイレも使えません。用意していた携帯トイレや簡易トイレは排泄物の袋が溜まり処理が滞れば感染症の要因となります。また避難所等のトイレの劣悪な環境（臭い、汚い、暗い、怖い（痴漢等）、男女

共用、プライバシーがない等）は、排泄の我慢やトイレ回数を減らすために水分や食品摂取を控えるという事態を招き、脱水症状・健康被害を引き起こします。

『ほぼ紙トイレ』は、このような災害時のトイレ環境の改善、悪循環による健康被害防止のために開発されました。また、発災後、



株式会社カワハラ技研

インフラ復旧までの目安とされる約2週間、本製品単体で過ごせる点も優れています。

株式会社カワハラ技研
東京都中央区月島
2-2-10
クエスト正徳 201
TEL: 03-3532-3121
somax.kawahara@gmail.com
<https://www.kawahara-giken.com>



*備蓄型 *組立式 *個室トイレ

ほぼ紙トイレ 特長

- インフラ設備（水道・下水道・電気等）不要
- 軽量、工具無しで約20分で組立可能
- 耐水・耐風加工で屋外に設置可能
- 約1,600回分（約50人で1週間）使用可能
- バイオ製剤をタンクに入れ排泄物貯留、二次感染防止
- 可燃性材料使用、最終処理は全焼却可能、二次感染防止
- 六角柱のゆとりある個室、洋便器、ペーパーホルダーを設置
- 床の耐荷重200kgの安定性で介添者も共に入れる
- 内開きドア、LED照明で防犯対策も考慮





防災リーダーと地域の輪

第41回

根新田町内会

ショートメールで迅速な避難を後押し

茨城県常総市の根新田（ねしんでん）地区は、ショートメール（SMS）やマイ・タイムラインなどを活用して、「災害犠牲者ゼロ」を目指した町づくりを進めています。



内閣府（防災担当）普及啓発・連携担当

茨城県常総市の南東部に位置する根新田地区は、鬼怒川と千代田堀川に挟まれた田園地帯で、根新田町内会（会員数約100世帯）を中心に、お祭り、スポーツ、防犯・防災などの地域活動が活発に行われています。

根新田町内会は、活動を発信するホームページ「わがまちねしんでん」を平成26年8月に開設し、その2ヶ月後、事前登録された携帯電話にショートメール（SMS）で情報を一斉送信するシステム「ねしんでんほっとメール」の運用を始めました。

「SMSは、雨による行事の中止といった連絡を電話で行う手間を減らせるだけではなく、災害が発生した時の緊急連絡にも役立てられると考えました。多くの高齢者はスマートフォンよりも携帯電話を使っているので、SMSが一番良い伝達方法でした」と根新田町内会事務局長の須賀英雄さんは説明します。

ねしんでんほっとメールの運用開始から約1年後の平成27年9月、「関東・東北豪雨災害」が

発生しました。鬼怒川の堤防が決壊し、常総市の約3分の1が浸水しました。死者2名、負傷者40名以上、全半壊家屋5,000棟以上という甚大な被害が発生し、ヘリコプターや救命ボートなどで救助された人は4,200名以上にのぼりました。

この時、根新田町内会はSMSによる鬼怒川の水位の情報や避難喚起とともに、隣近所を訪れて避難の呼びかけを行いました。その結果、多くの住民が浸水前に避難し、地区のほとんどが浸水したにもかかわらず、市内の他の地域と比べ、救助された人の割合は非常に低くなりました。

「地区の住民からは、『SMSの情報は心強かった』、『SMSで地区が一つになっていると感じた』と非常に感謝されました。水が引いた後も、道路、支援物資、災害ボランティアなどの情報を発信し続けました」と須賀さんは話します。

関東・東北豪雨災害後、町内会は様々な防災活動を始めました。春と秋に防災訓練を実施し、



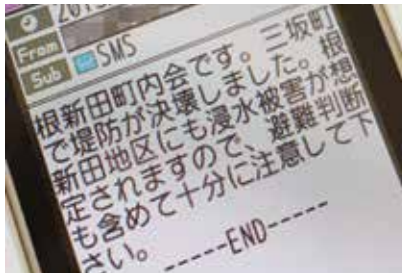
平成27年9月の「関東・東北豪雨災害」で浸水した根新田地区

SMSによる情報伝達、救命救急、消火、安否確認などを行なっています。

例えば、安否確認の訓練では、「無事です」と書かれたタオルを玄関先に掲げて家族の安全を周囲に知らせてから、班ごとに隣近所の安全を確認し、その結果を公民館に開設した災害対策本部に連絡するという一連の行動を実践しています。

また、平成29年に「マイ・タイムライン」を導入しました。マイ・タイムラインは、台風などによる水害に備えるため、台風が接近する3日程度前から自分自身や家族が行う防災行動を時系列で整理したものです。町内会は、国土





根新田町内会が SMS で発信した災害情報



救援物資の配布訓練



安否確認訓練で掲げられた「無事ですタオル」



地区の各班から集めた安否確認情報を集計する災害対策本部

交通省や常総市などの支援を受けワークショップを開催、70 世帯以上がそれぞれのマイ・タイムラインを作成しました。

この他、千代田堀川を 24 時間監視する防災用ライブカメラを設置し、その映像を町内会のホームページで誰もが見られるようにしました。また、「災害被害者をゼロにする」をスローガンに、防災組織の編成、災害時の行

動、防災訓練の内容などをまとめた「自主防災基本計画」を作成しました。

根新田町内会は、他の自治会や自治体からの視察の受け入れ、講演、講習会なども積極的に実施しています。根新田町内会をモデルに、SMS 一斉送信システムを導入した自治会は全国で 15 以上にのぼっています。

こうした活動が評価され、根

新田町内会は平成 31 年 3 月に「第 23 回防災まちづくり大賞」（総務大臣賞）、令和元年 9 月に「令和元年防災功労者内閣総理大臣表彰」を受賞しました。

令和元年 10 月の台風第 19 号では、鬼怒川が氾濫危険水位に達し、根新田地区を含む鬼怒川沿いの地域に避難指示が発令されました。この時も、根新田町内会は SMS を通じて、鬼怒川の水位や避難の情報を発信しました。地区は浸水被害を受けることはありませんでしたが、SMS の情報は住民が避難行動を判断する上で、大きな助けとなりました。

「正確な情報をもとに、マイ・タイムラインを実行すれば、台風や大雨から逃げ遅れる人をゼロにすることは可能です。今後も平常時の防災活動を継続し、災害時にしっかりと行動できるようにしていきたいです」と須賀さんは話します。

(画像提供：すべて 根新田町内会)

ぼうさい 冬号 [No. 97]

令和元年 12 月 27 日発行 [季刊]
<http://www.bousai.go.jp/kohou/kouhoubousai/r01.html>



● 編集・発行

内閣府 (防災担当) 普及啓発・連携参事官室
〒100-8914
東京都千代田区永田町 1-6-1
中央合同庁舎第 8 号館
TEL:03-5253-2111 (大代表)
FAX:03-3581-7510
URL: <http://www.bousai.go.jp>



● 編集協力・デザイン

株式会社ジャパンジャーナル
〒101-0063
東京都千代田区神田淡路町 2-4-6-7F
TEL: 03-5298-2111 (代表)
URL: <http://www.japanjournal.jp>

● 印刷・製本

敷島印刷株式会社
printed in Japan

ぼうさい春号は 2020 年 3 月発行の予定です。

● 編集後記

台風 15 号、19 号等、相次ぐ台風や大雨により、広範囲にわたって河川の氾濫や土砂崩れなど、甚大な被害が発生しました。災害から命を守るには、国による災害対策もさることながら、国民の皆さん、一人一人の災害に対する心構えや知識と備えが重要です。今号は、「降積雪期の災害に備える」を特集しました。本格的な冬を迎えるにあたり、ぜひ災害時の備えの見直しを行いましょう。

ご意見・ご感想を、内閣府 (防災担当) 広報誌「ぼうさい」担当宛で、はがき、FAX にてお寄せください。



令和元年度

防災と ボランティア のつどい

阪神・淡路大震災から25年 災害ボランティアの歩み、いま、これから

日本ではその後も新潟県中越地震、東日本大震災、熊本地震、西日本豪雨、令和元年台風第19号など、大災害が起
こり続けています。

災害ボランティアが被災者支援に欠かせないという認識が深まるなか、阪神・淡路大震災から25年を迎える兵庫県に
おいて、これまでの災害ボランティア活動の着実な歩みを振り返るとともに、災害ボランティアのいま、そして、これか
らの展望について話し合います。

日時

令和2年 **2月2日** (日) 13:30 ~ 16:30

会場

兵庫県公館 (神戸市中央区下山手通4丁目4番1号) 主催 内閣府 共催 兵庫県

詳しくはWEBサイトで

内閣府 防災ボランティア



問合せ

防災とボランティアのつどい事務局 (株式会社ダイナックス都市環境研究所)
〒105-0003 東京都港区西新橋3-15-12 GG HOUSE 5F
TEL 03-5402-5355 E-mail bousai02@dynax-eco.com



出典:熊本地震デジタルアーカイブ/提供者:熊本県

みんなでつくる
地区防災計画

地区防災計画 フォーラム2020

日時 2020年3月21日(土) 午後

会場 熊本城ホール

主催 内閣府 共催 熊本県・熊本市